

## 資料 4

# 地方財政審議会の意見

# 今後目指すべき地方税制の方向と平成25年度の地方税制改正等への対応についての意見（抄） (平成24年10月22日 地方財政審議会)

## 第一 今後目指すべき地方税制の方向

### 2 社会保障・税一体改革の着実な推進

税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図ることにより、国とともに社会保障制度を支える地方の社会保障給付に必要な安定財源を確保していくかなければならないが、税制抜本改革を進めていく上では、同時に、地域主権改革を推進するための税制の構築が必要である。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源のあり方を見直していくべきである。

税制抜本改革法では、個別間接税や地方法人課税のあり方も見直すことになっているが、社会保障・税一体改革は、国と地方を通じた社会保障給付の安定財源を確保するために行うものであり、特に、地方自治体は、社会保障分野において重要な役割を果たしていることから考えても、地方の減収につながる見直しは、一体改革の趣旨から可能な限り行わないこととすべきである。

特に、消費税率の段階的な引上げに際しての個別間接税のあり方の検討に際しては、それぞれの個別間接税の課税目的や果たしている役割に十分留意することが必要である。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定の分野のみ税負担を軽減することについては、慎重な検討が求められる。

## 第二 平成25年度の地方税制改正等への対応

### 1 車体課税のあり方

#### (1) 車体課税の基本的な考え方

現在、自動車に関しては、取得・保有・走行の各段階においてバランスのとれた総合的な課税が行われている。その中で、取得段階における課税として位置づけられるのが、自動車取得税である。

自動車取得税は、権利の取得、移転に担税力を認めて課される流通税であるとともに、自動車の取得が一種の資産形成としての性格を有することにも着目して課される税である。また、自動車の取得者が、自動車がもたらす交通事故、CO<sub>2</sub>排出、公害、騒音等の社会的費用に対応して地方自治体が提供する行政サービスから便益を受けることに着目して課される税である。

複数の道府県において先駆けて課税され、その後法定税化されたという経緯から、地方が自主的に創設した税であるともいえる。

## (2) 自動車取得時の税負担のあり方

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法において、「国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から」見直しを行うことが求められている。関係業界団体や関係省庁からは、自動車取得税は、消費税との二重課税であり、一般財源化により課税根拠を失ったとして、その廃止を求める要望がなされている。

しかし、自動車取得税は、消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なることから、二重課税との主張は当たらない。このことは、消費税創設時（平成元年度）に物品税が廃止された一方で自動車取得税が存続されたこと、消費税率の引上げ・地方消費税の創設時（平成9年度）に自動車取得税の負担調整が行われていないことからも明らかである。欧州諸国でも取得時の車体課税と一般消費税との併課が一般的であること、日本の個別間接税収がOECD諸国に比して低いことを考慮すれば、自動車取得時の税負担が諸外国との比較において過大とはいえない。

消費税率の段階的な引上げに際して、複数税率の導入を含めた低所得者対策が論点となっている中で、自動車の取得に関する税負担のみ軽減することについては、慎重な検討が必要である。

現在、自動車取得税及び自動車重量税の収入のうち約5,000億円が地方自治体の財源となっており、特に市町村にとって貴重な財源となっている。また、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系が求められる中で、都市部と比較して地方部ほど一人当たり税収が大きい自動車取得税は、偏在是正に重要な役割を担っている。

なお、平成21年度に創設されたいわゆるエコカー減税により、自動車取得税及び自動車重量税の税収は約4割も減っており、既に税制として十分に「負担の軽減」に対応しているところである。

こうしたことから、新たな関連税制の姿を示すことなく、自動車取得税及び自動車重量税を廃止することは、適当ではない。

## (3) 環境対策としての車体課税

自動車取得税及び自動車重量税は、OECD環境統計において環境関連税制に分類されるなど、地球温暖化対策等に資する税である。両税の負担軽減は、税制のグリーン化に逆行するものとなる。仮に両税の負担軽減を行う場合には、燃料課税を含めた環境関連税制全体を総合的に見直す必要がある。

当審議会は、平成22年に、自動車関連税制全体の抜本的見直しの一方策として、「自動車重量税と自動車税を一本化し、CO<sub>2</sub>排出量と税額が連動する仕組みの環境自動車税の創設を検討すべき」との意見を述べている。今回の両税の抜本的見直しの検討に際しては、こうした視点も含め、様々な角度からの議論を十分に尽くすことが期待される。